

# 第 1 5 8 5 回 島根県教育委員会会議録

日時	令和元年12月20日
自	13時30分
至	17時00分
場所	教育委員室

## I 議題の件名及び審議の結果

— 公 開 —

(議決事項)

第29号 令和2年度特別支援学校（高等部・専攻科）の入学定員について  
（特別支援教育課）

——以上原案のとおり議決

(協議事項)

第7号 令和3年度県立高等学校の学科改編等について（学校企画課）

第8号 少人数学級編制・スクールサポート事業の見直しに向けた考え方（案）  
について（学校企画課）

第9号 小中学校の学校司書等配置事業の見直しに向けた考え方（案）について  
（教育指導課）

——以上資料により協議

(報告事項)

第54号 令和2年度島根県市町村立小・中学校等校長・教頭・主幹教諭採用・昇  
任候補者選考試験の結果について（学校企画課）

第55号 令和2年度島根県教育職員（実習助手・寄宿舎指導員）採用候補者選考  
試験の結果について（学校企画課）

第56号 公立の義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置法の一部  
を改正する法律の公布について（学校企画課）

第57号 「令和3年度大学入学共通テスト」実施方針の見直しについて（教育指  
導課）

第58号 令和2年3月県立高校卒業予定者の就職内定状況（10月末）について  
（教育指導課）

第59号 第4回食の縁結び甲子園全国大会の結果について（教育指導課）

第60号 児童の死亡事案への対応について（教育指導課）

第61号 SNS相談事業について（教育指導課）

第62号 社会教育関係表彰等について（社会教育課）

第63号 文化財（史跡）の指定及び追加指定について（文化財課）

第64号 特別展「出雲と大和」について（文化財課）

第65号 第7回古代歴史文化賞について（文化財課）

——以上原案のとおり了承

— 非公開 —

(議決事項)

第30号 島根県文化財保護審議会に対する諮問について（文化財課）

——以上原案のとおり議決

(報告事項)

第66号 令和元年度教育者表彰（文部科学大臣表彰）について（総務課）

第67号 令和元年度文部科学大臣優秀教職員表彰について（総務課）

——以上原案のとおり了承

## II 出席者及び欠席者

- 1 出席者【全員全議題出席】  
新田教育長 浦野委員 出雲委員 真田委員 林委員 池田委員
- 2 欠席者  
なし
- 3 島根県教育委員会会議規則第14条の規定に基づく出席者

佐藤教育監	全議題
石原教育次長	全議題
小仲参事	全議題
丹羽野参事	公開議題
福間教育センター所長	公開議題
佐藤教育次長	公開議題
安食総務課長	全議題
米山教育施設課長	公開議題
佐川教育施設課管理監	公開議題
木原学校企画課長	公開議題
柳楽県立学校改革推進室長	公開議題
江角地域教育推進室長	公開議題
多々納教育指導課長	公開議題
村本子ども安全支援室長	公開議題
村松教育指導課上席調整監	公開議題
佐藤特別支援教育課長	公開議題
福島特別支援課上席調整監	公開議題
原保健体育課長	公開議題
畑山社会教育課長	公開議題
江角人権同和教育課長	公開議題
萩文化財課長	公開議題, 議決第30号
山根世界遺産室長	公開議題
中島古代文化センター長	公開議題
平野福利課長	公開議題

- 4 島根県教育委員会会議規則の規定に基づく書記  
瀧総務課人事法令グループリーダー 全議題  
山崎総務課企画員 全議題

### Ⅲ 審議、討論の内容

公 開	議決事項	1 件
	承認事項	0 件
	協議事項	3 件
	報告事項	12件
	その他事項	0 件
非公開	議決事項	1 件
	承認事項	0 件
	協議事項	0 件
	報告事項	2 件
	その他事項	0 件
署名委員	浦野 委員	

## 議決第29号 令和2年度特別支援学校（高等部・専攻科）の入学定員について（特別支援教育課）

○佐藤特別支援教育課長 1の1ページを御覧いただきたい。「1 定員設定の基本的考え方」について説明する。特別支援学校高等部及び専攻科の入学定員については、10月中旬に、各特別支援学校が実施した就学相談会、これは、入学希望者は必ず就学相談会を受けることとなっているが、その参加状況で把握した入学希望者を基準として設定している。就学相談会の参加者がいない場合も最低限の学級、定員を設けている。全員入学を想定し、学科及び学級区分、学級区分というのは、単一障がい・重複障がい学級ということだが、これらに応じて学級数を設定し、その入学希望者を全て受け入れるための入学定員を設定することとなる。例えば、下線の計算式によって計算すると、単一学級は8人で1クラスということになるが、入学希望者が9人の場合は入学定員は8の倍数である16人で設定することになる。

「(1) 高等部」であるが、入学希望者数に応じて学校ごとに設定した結果、入学定員は合計79学級・387名とした。各学校の入学定員は1の2ページに載せている。昨年度との比較は1の4ページに載せている。二つ目の養護学校の表を見ると、12学級増、定員66名の増となっている。これは、第1志望者数が20名増加していること、あるいは、第2志望含む入学見込み者数が49名増加していることが理由であり、冒頭で説明したように、希望する者がすべて入学できるよう最大数計上した結果、このような増となっている。特に増となっている学校は、松江緑が丘養護学校が4学級増、松江養護学校が3学級増である。

1の1ページにお戻りいただきたい。高等部分教室については、それぞれ単一学級1学級で、従来どおりとなっている。また訪問学級については、訪問教育の対象になっている生徒で編制しているが、病状が受検日までに変わることもあり、現在、対象の生徒を把握し来年2月頃までに学級を設定したい。

「(2) 専攻科」であるが、1の3ページに載せているが、合計7学級・41名としている。これは昨年と同様である。今後は1の1ページの2のとおり、特別支援学校高等部専攻科の定員を定める県立学校の組織編制に関する規則を改正することとしている。

就学相談会後の状況について報告する。本人・保護者が、高等部への進学を迷っているケースがある。その場合、高等部の体験を実施し、特別支援学校での学び、あるいはコース等の理解を促している。また高校への進学も視野に入れているケースもある。その場合、高校との併願を可能としており、その数も入学定員に含めているので、最終的にそのよう

な制度の進路先が確保できるようにセーフティネットをしいている。また特別支援学校が、それぞれの障がい種の就学基準に該当するかどうか、例えば、知的障がいがあるかどうか、病弱障がいがあるかどうか、その判断をしかねるケースについては、必要な資料の提出を求めたり、他の障がい者の特別支援学校の就学相談を進めたりして、ぎりぎりまで本人にとって最適な学びの場がどこなのか就学相談を継続している状況である。

○真田委員 1の4ページの養護学校は、来年度、定員増が見込まれるのが松江養護学校と緑が丘養護学校という説明があったが、物理的なキャパはどうか。

○佐藤特別支援教育課長 松江養護学校が3学級、これについては今年度、校舎等の整備が完了し、乃木校舎が出来上がった。乃木校舎のクラスからいうと十分足りている。緑が丘養護学校については、4学級増となっている。近年、この病弱の特別支援学校である緑が丘養護学校の入学希望者数が増加している状況にある。ただ、実際に入学する生徒は、入学定員よりも少ない状況で入学している結果になっている。現在のところ教室についても足りてはいるが、病弱障がいの特別支援学校ということで、個に応じた支援が必要となる学校である。個別指導をする際に個別学習室等の教室が足りないという状況は、実態としてある。

———原案のとおり議決

#### 協議第7号 令和3年度県立高等学校の学科改編等について（学校企画課）

○柳楽県立学校改革推進室長 資料2の1を御覧いただきたい。松江市内普通科3校の通学区撤廃に伴って、学科改編を行う松江南高校について説明する。2月策定のビジョンでは、松江南高校について理数科を文理融合型の探究科に改編するとともに、普通科においても、多様な教育課程の編成を可能とする単位制の導入による主体的・協働的な学びを推進し、未来を切り開いていく資質能力の育成を図ることとしている。これをもとに高校と検討を進めて次による学科改編の概要となる。学科改編の狙いであるが、新学習指導要領にも言われている、これからの時代に求められる各教科で習得した知識・技能を活用し、自ら見つけた課題の解決に向けて、主体的・協働的に取り組む探究型学習を充実させ、進路実現の幅を広げる総合的かつ高い学力の育成を目指すことを目的としている。学科改編の内容であるが、主に2年次以降において、人文社会分野の探究的な学びを教育課程に盛り込む「人文社会科学科」と、理数自然科学分野の探究的な学びを教育課程に盛り込む「理数科学科」の二つの学科を新設する。2学科新設に伴って、

理数科を募集停止、普通課定員を40名削減することとする。この新設の2学科においてはくくり募集をし80名定員とする。

1年次において、同じ教育課程で、人文社会や数理、自然科学等を横断的、総合的に扱うということで、探究的な学びの基礎的な手法を分離区別なく身に付け、生徒自らが探究課題を設定するために、基礎を気付いていくこととする。2年次に、希望によって人文社会科学科と理数科学科に分かれてそれぞれの学びを深めていく。この1年次の2学科をくくった呼び名として、探究科学科を用いることとする。探究科学科は通学区を持たず、県内どこからも出願可能である。すなわち、これまでの理数科を発展させた理数科学科とともに、文系志向者においても探究的な学びを提供する人文社会科学科に2学科を開設し、理系・文系を問わず探究的な学びを深めて、これからの新しい大学入試で必要とされる力を身に付け、進学に高度に対応できるような学びを提供するものである。

松江南高校探究科学科について、現時点で高校と共有している内容について、更に詳しく御説明をする。2の3ページを御覧いただきたい。この学科の導入の背景であるが、持続可能な、社会の担い手として、社会の急激な変化に対応できる力を身に付ける必要性。大学入試改革により、学力の3要素を多面的・総合的に評価する新大学入試にも対応できる力の育成というものが求められる。それらを踏まえて、先ほど述べたねらいを達成するように検討を進めてきた。2の3ページの3の概要の所に、ポンチ絵と学科の特色を表にまとめている。ポンチ絵の一番上の段、松江南高校がミッションとしている、グローバル社会を生き抜き、その持続可能な発展に貢献する志の高い人材育成、これが示されている。そしてこれを達成するために、2段目にある三つの育てたい力、価値を創造する力、「学び」を発展的に活用する力、総合的かつ高い学力、これを示している。そして知識・技能の確実的な習得という基盤の上に、3段目に書いてある、教育課程編成上の三つの方針とこれを示している。それぞれについては詳しく2の4ページに示している。生徒の技能を育てる探究型学習の充実。単位制の特徴を活かした多様な科目設定や文理融合の視点での発展的な授業の展開や少人数指導の充実、国内外の研修や高大連携など、最先端の「ヒト・モノ・コト」に触れる多様な教育プログラムの実施などを計画し、文系・理系を問わずに新しい学力感に基づいた総合的かつ高い学力育成と進路目標達成を目指している。2の4ページにおいて、参考として、他県における探究系学科の設置校を挙げている。京都堀川高校は探究科のフロンティアとして有名であるが、他県においても、地域の進学拠点校等において、理数科を発展的に学科改編し、文系志向者を含めた探究的な学びを提供し

実績を伸ばしていくような例もある。学科改編については以上である。

続いて、その他の特色化・魅力化の取組状況について。松江市内普通科3校の通学区撤廃に関して、松江北高校、松江東高校について、ビジョンに書かれた特色化を基に次のような進捗状況で進められている。

松江北高校であるが、従来の普通科・理数科の2学科を維持し、歴史ある校風のもと不易と流行に則って、これまで培ってきた2学科の特性を活かした教育活動を充実させていく。不易である知識技能の確実な習得、これを重んじながら、流行の部分である、新たな学びや、探究的な学びをバランスよく取り入れながら、医学部や難関大学進学希望者のニーズにも応える学力の調整を図りながら「世界の人たる」というスローガンのもと、英語教育や次世代を見据えた教育に注力していく。そのため、大学や企業の連携先や研修内容など、ソフト面での検討が今進められているところである。以上のように生徒の進路実現に責任を持つ学校であるとともに、次世代を見据え、内外のリーダーを育成していくという方針で現在検討を進めている。

松江東高校においては、現在、文部科学省の「地域との協働による高等学校教育改革推進事業」、これが令和3年度まで。県教育委員会の「高校魅力化コンソーシアム先導モデル事業」に令和2年度まで取り組んでおり、島根大学や地域との連携、協働を深めて、これらの事業をさらに充実発展させる方向で計画を進めている。現在、行っている地域社会と協働した取組や島根大学との連携をさらに強化していくとともに、制度のライフデザインの実現を目指して、一人ひとりの進路希望に対応できる多様な選択教科を開設できる単位性の特色を生かしつつ、従来の学年制のよさを活かした学校づくりを進め、これらの事業をさらに深めていく計画である。

加えてビジョンのその他の地域のところに、単位制の導入と書いてあるが、益田高校についても単位制を導入していく。益田高校は、文部科学省の「スーパーサイエンスハイスクール事業」に、平成16年から、令和3年までの4期にわたって指定されている。益田サイエンスタウンなど地域を巻き込んだ取組を行っておられ、令和3年度中に次期第5期の申請に向けて、現在行っている取組をさらに進化させるために、多様な選択科目の充実や、課題研究を異学年同士で学べる仕組みを作ることができる単位制の特徴を取り入れながら、現在の学年制のよさを活かした取組を推進するとしている。

今後のスケジュールであるが、本日、協議いただき承認いただければ、令和3年度からの実施に向けてさらに準備を進める。令和3年度入学定員については、令和2年9月の教



育委員会で議決をいただくことになっている。

その他、この度、松江南高校で導入する探究科学科は県内で初めての学科となる。中学校の生徒、保護者はもちろん、先生方も含めて、その学科内容や、新学習指導要領でもうたわれ、今後各高校で行われていく探究的な学びの必要性について理解を深めるために、令和2年6月下旬までのところで、シンポジウムの開催の計画している。また、松江市内普通科通学区撤廃に伴った松江北高校、南高校、東高校3校の特色化については、今年度中に各校の詳しいパンフレットを配布することとしており、令和3年度入学生の教育課程がほぼ確定する時期、ちょうど来年6月中になろうかと思うが、6月中に松江3校の合同説明会を開催する予定で、現在準備を進めているところである。これらの詳細については決定したところで、またこの場でお話ししたいと考えている。

○林委員 松江南高校の新たな探究科学科の募集についてお伺いする。くくり募集ということで、定員80名ということだが、生徒が願書を書く時、人文社会とか理数科という希望はなくて、探究科学科を希望ということによいか。

○柳楽県立学校改革推進室長 募集の際は、探究科学科でくくり募集をし、1年かけて、人文社会科学科か理数科学科を選ぶということになる。

○林委員 極端な話、人文社会が10名で、70名が理数科学という希望でも、それは通すのか。

○柳楽県立学校改革推進室長 はい。単位制の特徴を活かし、そういった中でそういう人数のアンバランスがあっても対応できるカリキュラムを考えている。

○浦野委員 松江南高校は単位制ということだが、80名ということは、クラスはあるのか。

○柳楽県立学校改革推進室長 単位制というもの自体はクラスという概念がないかもしれないが、やはり学年制にあるよさもあり、単位制の特徴を活かしながら、従来やってきた学年制、学年制であれば段階立てた指導とか、そういったクラスごとの指導が、非常にしやすくなるということがあり、そういった学年制のメリットを活かしながら、単位制のよさを活かす学校づくりをしていく方向でいる。

○浦野委員 1年1組とかそういう何組みたいなクラス編制はないと理解してよろしいか。

○柳楽県立学校改革推進室長 クラス編制をし、学年生の良さも活かしながらということで。クラスという概念をしながら、指導していく方向で現在考えている。

○新田教育長 ホームポジション的な学級があって、その中にいながら自分で選択したところの教科に向かっていくっていうこと。だから、ある程度の学級単位で、ほぼ一斉にひ

とつの授業を受けるようなケースも中には出てくるということ。

○真田委員 県内初めての学科ということで、なかなか保護者や、中学校の先生方に理解していただけない面もあると思うので、丁寧に説明をしていかなければならない。例えば、自分は高校でサッカーをやりたいという生徒が、体育と数学とマッチングさせてシュートの確率の分析など、それをずっと突き詰めていくようなイメージなのか。どういうイメージで探究していくのかというのは、具体的に何か考えているか。

○柳楽県立学校改革推進室長 探究の対象としてはいろいろなものが考えられる。人口問題や環境問題などいろいろな課題があると思う。その中でおっしゃったスポーツと絡めて、統計学等を交えながら、その中で文系・理系を融合的に学んだことが活かしていくということが、今回の探究科で、一年次にくくり募集をして、二年次から、文系、理系という形で分けていくというのがメリットである。

○池田委員 全県募集であるが、遠いところから通学できない生徒の寮の整備を考えなければならないが、考えはどうか、また、愛知県の工業高校がなくなり名前が変わるという報道を見たが、他の高校に対しての考え方はどうか。

○柳楽県立学校改革推進室長 松江南高校は理数科があり、現在寮がある。定員が理数科40名から80名と増えることはあるが、様子を見たいと考えている。また、工業高校の他県ではということがあるが、「高校魅力化ビジョン」では、前半5年間の具体的な取組を書いているが、後半5年間の再編制を含めたところについては前半5年間の中間点である令和3年度から検討を進めていくということにしており、今のところ、工業科を大きくどうこうということは考えていない。

○出雲委員 松江南高校、松江東高校、益田高校は単位制ということだが、令和3年度から導入ということで、そのとき在学する2年生、3年生は、今までどおり、通常のシステムであるか。

○柳楽県立学校改革推進室長 そのとおりである。

○浦野委員 益田高校の理数科はそのままか。

○柳楽県立学校改革推進室長 そのまま継続である。

——資料に基づき協議

○新田教育長 協議第8号、少人数学級編制・スクールサポート事業の見直しに向けた考え方について、そして、協議第9号、小中学校の学校司書等配置事業の見直しに向けた考

え方について協議いただきたく、両方の議題に関わる点であるが、子ども・子育て支援施策の拡充の考え方について、総務課長から御説明申し上げる。

○安食総務課長 協議第8号、第9号の両議題に関わる、子ども・子育て支援施策の拡充の考え方などについて説明する。資料からは離れるが、少人数学級編制、スクールサポート事業と学校司書の配置事業の見直しに向けた考え方、たたき台について、県議会の11月定例会において公表することになった経緯について説明する。今回の経緯については、11月21日に開会した県議会、11月定例会の中で、島根創生計画最終案の人口減少対策に関連した、主な新規拡充施策の追加と、その財源確保などのために見直しを検討する一部の重点見直し対象事業について、現時点での考え方を示すこととなり、総務部が、県議会2日目の11月22日に開催された地方創生行財政改革特別委員会で、子ども・子育て支援施策の拡充の考え方などについて説明した。本日は総務部が説明した内容についての概要を説明するが、こうした全体の流れの中で、県教育委員会の事務局としても小中学校における少人数学級編制、スクールサポート事業と学校司書等配置事業に対する総務部からの見直し指示への対応について検討を行ってきた。同じ日に開催された県議会の常任委員会の文教厚生委員会で検討中の案、たたき台を公表することになったものである。

島根創生を推進するためのスクラップアンドビルドの考え方について口頭で説明する。島根創生計画最終案に盛り込まれた人口減少対策に関連した新規拡充施策は、今後、予算編成過程を通じて施策の構築が進められていくが、先ほど県が公表した中期財政見通しにおいて、毎年度20億円前後の財源不足が見込まれるという厳しい財政事情の中で、新規拡充施策の財源についてはスクラップアンドビルドの徹底などにより捻出していくことが必要となるという説明があった。考え方としては、計画に4つの柱があるが、その柱ごとに関連する重点見直し対象事業の見直し等によって捻出していくこととしている。本日説明する子ども・子育て施策拡充の考え方は、計画の柱のうち、結婚、出産、子育ての希望を叶える施策に関するものである。

子ども・子育て支援施策の拡充の考え方と書いた資料を御覧いただきたい。新規拡充を検討している施策の中でも、特に力を入れて進めていくこととし、また、今後の県の財政運営や、市町村との協議においても特に重要なポイントとなる施策として、子ども・子育て支援施策の拡充の考え方を総務部において整理されている。ポイントは、子どもと保護者の24時間、365日の生活全体を見て、バランスよく充実させるため、子ども・子育て支援施策を1.3億円程度拡充することである。

具体的に説明すると、まず、学校外での子育てについては、現状では、学校外での子どもの居場所となる放課後児童クラブの多くが18時ごろまでに閉所し、夏休みなどは朝8時以降に開所するため、育児をしながら働く女性が多い中、子どもをクラブの利用時間内に、送り迎えをすることが保護者の負担となっている。また、待機児童数は年々増加し、令和元年度は190人となっているほか、高学年を中心に潜在的な待機児童が発生していることから、放課後児童クラブの利用時間延長や、待機児童の解消などに向けた支援を2.1億円程度拡充する考え方が示されている。

Bの子どもの医療費については、県内の小学生約3万5千人のうち約28パーセント、9,900人の小学生が医療費負担の軽減を受けていないという現状を踏まえ、県内全ての小学校6年生までの子どもが医療費負担の軽減を受けることができるようにするため、現行の「しまね結婚・子育て市町村交付金」を2.2億円程度拡充する考え方が示されている。

Cの学校教育について、本県は、小中学校の少人数学級編制が全国トップレベルの状況にあるという認識である。資料3の3ページを御覧ください。各都道府県の少人数学級編制の状況をまとめたものである。着色した箇所が国の基準を越えて少人数学級編制を実施している学年であり、そのうちアスタリスクを付けているものが、一律ではなく、様々な条件を付した上で、一部を少人数学級としているものである。国の基準を超える少人数学級編制を全ての学年、学級において一律に導入している都道府県は、鳥取県と島根県の2県という現状である。

元の資料に戻っていただくと、小中学校の学校司書等については、県内全ての小中学校で配置されているが、平成29年度に国が地方交付税措置を拡充した結果、国と県の財源措置の合計が市町村の事業費を上回る状況となっている。こうしたことから、学校教育については、本県は、全国で最も手厚い制度となっている県の一つという状況にあるとされている。こうした状況から、今後はこうした学習面だけではなく、子育てに負担感や不安を抱えている多くの保護者が生活面においても安心して子育てができるようにするため、学校内外を含めた、子どもの24時間、365日の生活全体を見て、バランスよく充実させる必要があるという考え方が進められている。そのため、AとBの施策の拡充に併せて4.3億円程度が必要となることを踏まえ、Cの学校教育については、予算編成を担当する総務部から教育委員会に対し、少人数学級編制及びこれを補完するスクールサポート事業を見直し、単年度で概ね3億円の財源を捻出すること。また、小中学校の学校司書等配置等については、国の交付税措置を踏まえ、今後の見直し方針及び事業規模を検討するよう指示し

たという説明があった。これを受けて教育委員会事務局では、少人数学級編製の基準、学校司書等配事業の見直しにあたって、たたき台としての案と考え方を公表したところである。

#### 協議第8号 少人数学級編制・スクールサポート事業の見直しに向けた考え方（案）について（学校企画課）

○木原学校企画課長 この事業については、平成15年に小学校1年生に30人学級編制を導入して以降、平成26年から小中学校の全学年に拡大を進め、平成28年に完成した事業である。毎年、11億円規模の財政支出を伴い実施している事業である。そういったことを受けて、今回、事業見直しの中で、3億円程度の財源捻出の指示を受けたところである。その指示を受け、教育委員会の事務局として見直しと検討を進め、基本的な考え方としてこの度、見直す案としてのたたき台をお示ししたところである。その上での基本的な考え方が、3の1ページの「3.基本的な考え方」のところを御覧いただきたい。今回の見直しに当たり、少人数学級編制というものについて、これまでの実施の中でも前向きに評価する意見を学校現場や保護者の方などから受けており、その制度は維持しながら1学級当たりの児童生徒数の基準の見直しを行い、県単独措置により加配を行う教員数の削減を図るということを第一に考えている。もう一つの考え方として、少人数学級編制の見直しによって、縮減した人件費の一部と現在1・2年生に対して行っているスクールサポート事業、これを財源として、この見直しによる影響を緩和するための教員配置や、学校現場の個別の課題に対応するための教員配置の充実を図るといふ、この二つの考え方を中心に案を作成している。具体的見直し案たたき台としては、その下の4のところに挙げてあるが、次の3の2ページに、表の形でまとめている。参考という形で表にまとめているが、現在、国基準は、小1が35人、小2が40人（35人）となっている。小学校2年生は、法律上は、基準が40人となっているが、現在、財政措置によって、35人学級が実現できるような措置が施されており、（35）としている。これに対して、現行の県の基準では、小1・小2が30人、小3から中3までが35人という編制基準を設けている。これを今回の見直しの案として、小1・小2では30人を32人に、小3から小6を35人から38人に、中1では中1ギャップの対応への配慮をして35人に据え置き、中2・中3では35人を38人と設置している。これによる影響を試算したものがその下の表である。このような基準の変更を行うと、現行では、国の基準に対して、202学級が増加することになっており、この学級増に対する

担任の教員配置ということで202人の教員を県単独の事業として配置しているが、先ほどの見直しの基準に改めると学級が102の増加。従って現在よりも、100名の教員配置減が見込まれる。この結果、予算規模としては概ね5億円の縮減が見込まれている。これに対して、基準の見直しによる各学校への影響の緩和、あるいは各学校が抱えている様々な課題の解決に向けて、教員の配置を新たに考えている。これがその下にあるようにプラス40人ということで、100人の減となるが40人分の教員配置をこれとは別に行い、差し引き概ね2億円の財源を戻すということで、差し引き教員の数としては60人の減。予算規模としては3億円の予算を捻出するという案を作ったところである。この見直しの進行スケジュールは（3）のところに挙げてある。学級人数の変更については、令和3年度から2年をかけて行うということで考えている。30人学級が翌年38人学級にならないように、2年をかけて進行を考えている。これに合わせて先ほどの教員の縮減のスケジュールはその下の表に挙げてあるが、こちらは令和3年度から3年間をかけて徐々に縮減を行うように年度進行を考え、そこの役割の基本のような進行を考えている。見直しのたたき台の内容については以上であるが、この内容などより理解していただくために、参考の資料を付けている。

3の3ページについては、全国のトップレベルの状況であるということを示した資料である。

3の4ページであるが、先ほどの全国トップレベルという水準が、今回のこの見直しの適用によって、どの程度変化するかというのを示したものが、この資料である。表の太い枠で囲ったところが現在の島根県の基準による位置、それから網掛けが施した所が見直しの基準によって島根県が該当する位置となる。例えば、小学校1年生は現在30人の設定をしているところ、これは一律での学級編制を導入している都道府県のみに限定しているが、全国で30人の設定は1年生では島根県を含めて5県ある。これを32人に下げて、網掛けのところになると、かっこ内がその変更後の全国の数になり、島根県も含めて2県となり、島根県の順位は全国で5位となる。以下、小学校2年生以降、中学校3年生のところを御覧いただいても、現在の水準では、ほぼトップレベルであり、その見直し後、網掛けのところも相当の水準を維持できる状況である。今回の見直しでは、これに加えて常勤に換算して40人の教員の加配を計画しているということも合わせて、参考にさせていただきたい。

3の5ページであるが、見直しの案を提示した以降の追加の資料として用意した。まず、直近の動きだが、このたたき台の案について、各方面に現在、内容の説明と意見聴取を行

っている。「2 少人数学級編制仕組みと現状」というところで、この点については、今の少人数学級編制の仕組みについて、十分理解いただく必要のある点があるかと思い、詳細の資料を用意しており御覧いただきたい。

3の7ページを御覧いただきたい。学級編制の仕組みを、小学校1年生の例を挙げてお示ししたものである。ある学校で小学1年生が93人だった場合、どういう学級編制になるのかということ、国、県、それからたたき台の案の基準でお示ししている。まず国の基準であるが、国では35人の学級編制の基準であり、93人を35人で割り、2学級と余り23人となり、2学級では編制できないので3学級の編制、それぞれの学級の人数は31人ずつの編制となる。これを県の基準、現在の基準30人にとすると、93人を30人で割り算をして、3学級余り3人ということになり、3学級では足りず4学級での編制になる。したがって国の基準よりも1学級多い編制になり、この1学級増えたところへの担任を担当する教員の配置ということで、県単独で1名の配置ということになる。これがたたき台の32人になると、割り算を行った結果3学級の中に収まるということになり、国の基準と同じ基準での教員の配置ということになる。県からの独自の配置がないということになる。

さらに、これが他の人数の学年になるとどうなるかいうところが、次の3の8ページである。この一番上を御覧いただくと、小学校1・2年生について一番左、30人の学年の学校ではどういう状況であるかという、これは国も県も見直しのたたき台の基準でも30人まででは1学級単独のクラス編制になる。これが右側に移ることによって人数を増やしているが、1人増えて31人になると県の現行の基準を超えるので、2学級の編制となる。それぞれ16人と15人の学級編制ができ、その横の少し薄い網掛部分が学級の増となるので、この部分へ教員1名の配置を県単独で行うということになる。これがたたき台の32人になると、31人では1学級に収まるので、国と同じ基準での学級編制となり、県単独での教員の配置は行わないとなる。少し網掛けを濃くしているのが、今回の見直しで影響が生じる部分を示したものである。以下、右に移ると33人、2名児童・生徒が増えると、今度はたたき台の案でも2学級の編制となり、県単独での加配による教員が配置されることになる。これが36人になると、国での基準で2学級の編制となり、どの基準においても2学級編制となって、県からの単独の教員の配置は必要ないということが起こってくる。こういった状況が、この後、この61名、65名、71名というふうに、人数が増えても同じような形で繰り返す。以下、他の学年やもっとクラスの増えた学校について、シミュレーションしたものがその下に挙げてある。このように、こういった県単独の配置というものは、すべての

学校やすべての学年で、起こっているということではなく、ある特定の人数の学年のところで生じているというところが、御覧いただけるのではないかと考えている。

これが現在の島根県の状況でどうなのかということ整理したものが、3の5ページの表である。こちらの2(2)県基準により増加した学級数として、表、小学校一年生の例を挙げている。先ほどの例のように、1人が30人の学年では、国の基準での県の基準でも学級数は1で学級数の増はない。これに該当する学級数は、今年度島根県内では107校あった。これが31人から35人になると、県での基準が2学級となるので、教員の1名増が生じてくる。これに該当する学校は、今年度県内小1では14校あったと見ていただければと思う。このように県全体を見ていくと今年度、小学校1年生では、網掛の部分が県単独での教員配置に該当するところであり、24学級が増加している。全体の学級数は274学級となっている。

これを全ての学年において計算したものが3の9ページ、現行基準で、小1以外のところについて示したものである。これをさらにたたき台に、基準を変更した場合どうなのかというのが、その次の3の10ページに挙げている。詳細については省略させていただく。

3の5ページ、こういった少人数学級編制に対する学校現場からの評価と課題というものを2(3)にまとめている。評価については、これまでも様々な場で述べているが、基本的には、児童生徒に対するきめ細かな対応ができるというところが、学校の方からの評価として挙げられている。次のページに、学校から報告など頂いている課題について3点挙げている。学習面では切磋琢磨する機会が減るとか、人間関係の固定、それから中学校での教員の持ち時間数の課題などについて意見を頂いている。

3の文部科学省の少人数学級編制に関する見解について、一定の効果を認めつつも、現在はそういった学校規模の大小の議論から離れて、学校現場が抱える課題、例えば、新しい学習指導要領への対応とか、支援の必要な児童生徒、外国人児童生徒の増加、不登校や貧困対策など、個別の課題に対応する教員の配置を充実させるという方向に文部科学省は、考えを進めているという状況である。それから「4 その他」として、これまで、平成28年以降、完成年度以降の少人数学級編制による増加学級数の実績について、市町村別に挙げているところが御覧いただけるのではないかと思う。他県の状況について、現在、情報収集しているが、現在判明しているところでは、各県でも、先ほどの資料のように、少人数学級編制を進めているが、これを拡充することについては、なかなか予算的な措置が



難しい。それから、教員の確保について、非常に苦勞しているということもあり、なかなか少人数学級について拡充の方向に進みにくいという情報がこれまでのところ入っている。

今後も様々な方面からご意見を伺いながら、このたたき台を基礎に、これからの案作成について、さらに検討を進めて参りたいと考えている。

○新田教育長 少人数学級編制とスクールサポート事業の見直しについて、現在の県教育委員会としての考え方を申し上げた。私どもとしても、現在お示ししているものは、あくまでも議論を深めていくためのたたき台としての案だという位置付けで、いわば、事務局としての案を提示させていただいたと考えている。今回、特に県教育委員会の見直しについては、最初に総務課長の方から報告したとおり、子ども・子育て支援施策のいわばパッケージとしての展開、県財政の置かれている厳しい状況、そして先ほど全国比較のお話をしたが、全国で比較した場合にも、本県が現在採用している少人数学級編制、これは全国でも最も手厚いものとなっており、そういった意味では再考の余地があるという問題意識・課題意識がある。私どもも、こういった考え方を関係各所へ説明しているが、全体としての状況を理解していただけないと、この教育の分野だけの議論だとなかなか理解していただくことが難しい面もあるものと感じている。こういった点も含めて、何卒よろしくお願ひしたいと思っている。

○真田委員 3の3ページの表を見ていただくと、全国都道府県の小1から中3まで様々な配置方法があるので情報収集されると思うが、いいところを参考にされながら今示された人数配分にこだわらず、意見を聞いて、いいものを作っていただきたいと思っている。また、100人教員が減ることになると、今後の教員採用について心配なところがある。島根の教員を目指している方がたくさんおられると思うので、計画等があれば説明をお願ひしたい。

○木原学校企画課長 まず全国の状況の把握などについて、現在さらにより詳しい各県での取組について情報集めているところである。表中で※印の箇所などもあり、一律ではない配置の仕方、それから例えば低学年に手厚い支援という情報も頂いている。我々としても参考になるやり方がないのかということ、引き続き聴き取りながら検討していきたい。もう1点、教員の採用の件については、我々としても教員採用の人数が抑制されるということは、必ずしも望ましいことではないと考えている。これからの若い教員、先生方にぜひ、島根の教員を担い、これからの島根の教育を支えていただきたいという思いは強く持っている。これによって、教員の採用が大きく抑えられるということが起こらないように、

我々も計画的に進めたいと思う。これから小中学校を中心に大量退職がさらにもうしばらく続くところもあり、そういった退職者の方との調整や、再任用の状況などを踏まえた教員の配置など、全体で教員の配置全体をうまく考えながら、採用のことも検討していきたい。

○新田教育長 若干補足させていただくと、全国の状況、3の3ページ又は3の4ページを御覧いただくと、35人というところで固まりになっているのかなというのが御覧いただけれると思う。実はもともとは、小学1年から中学3年まで全学年、標準法（公立義務教育諸学校の学級編制及び教職員定数の標準に関する法律）上は40人学級ということで、長く学級は40人だという認識があったと思うが、国においては、平成23年度に小学校1年生を35人、これは標準法を改正して減らしている。それから翌年の平成24年、小学2年生も、35人とするということで小1と小2と35人、おそらく順次、そういう展望もあったものと思うが、これは標準法の改正ではなく、各年度35人の学級で、小学校2年生が編制できるだけの教員数を毎年、文部科学省が財務省に予算要求して、毎年の予算措置によって小学校2年生は、法律では40人のところを35人の措置ができるように財源措置してあるということであった。当時は多くの都道府県がそういったことで、いずれは国の基準も下がっていく、先行して35人にしていくと。すべてを聞いたわけではないが、やはり35人が一つの標準になって、各県ある意味、結果的に足並みがそろったように見えるが、そういったことがこの今申し上げた国の標準法の改正、国の予算措置の変遷など、一部関係しているのではと受け止めている。

教員の採用に関する影響は、私どももこれは大変に気にしており、資料3の2ページの一番下の表である。上記に伴う教員加配見込みということで、4段書きで数字を並べている。上2つの合計で申し上げると、令和2年度が202+0で202人。令和3年度が152+17で169人。令和4年度が102+34で136人。令和5年度が102+0で102人。これは、本当であれば、令和3年と4年の2か年で、学級編制を変えていくという2か年計画なので、教員も普通であれば2か年で減少していくのだが、そういった採用の急激な変化を避けるために、202、169、136、102と、それぞれ33人減、33人減、34人減という計算をして、この数字を出している。学級編制は、令和3年と4年で変化するが、教員の採用や教員数については、令和3～5年の3か年で、概ね33人ずつで100人を吸収する。一方で恒久的に加配する教員数を40人、これは令和6年度以降も40人でキープするというイメージであるが、そういった考え方で、このたたき台は一応の説明ができる形で配慮している。これで十分かどうか

かということは、さらに検証が必要だと思っている。

○浦野委員 たたき台の段階ということで発言させていただきたい。3の2ページの参考ということで人数が出てきているが、見直し案だけ見ると、小2から小3のところ、32人から38人と急激に人数が増えている。小2、小3のところ、このように急に増えるというのはどうかと私は思う。小3というのは以外に大変な学年で、手を掛けないといけない部分が多くある。小2のところ、少し増やして、緩やかに増えていくようなのも一つの案かなと思う。子どもたちにとっても教える側の先生にとっても、急激にこの1年でボンと上がるのではなくて、少しこの辺りも考える余地があるだろうと感じた。

現場の先生方にこの案についても御意見を聞くというのもいい方法かと思うので、しっかりと検討していただき、せっかく見直すならいいものにしていただきたい。

○木原学校企画課長 我々としても、今回、これはたたき台ということで、ある程度、言い方は良くないかもしれないが数字の上での作業が先行したところがある。今いろいろな学校から意見を頂いているが、我々の気付かない学校現場の子どもたちの成長段階、施設設備の面など、いろいろな観点から、まだまだ御意見を伺う必要があるかと考えている。そういった時間を十分とりながら、より良い形の基準を作って考えていきたい。

○出雲委員 今後、これをたたき台として、いろいろな方面で意見を集められていくということであるが、子ども・子育て支援施策全体も含めて、保護者の方にも、丁寧に説明をしていかなければいけない。その辺りの意見も収集していかなければならないと思っている。いずれにしても、やはり子どもたちにとって一番いい方法、何よりも児童生徒を優先して、意見収集していい方法を見つけていただけたらと思う。

○池田委員 隠岐地区の教育長が来られて、10月半ばに学力育成会議が行われた。隠岐の島町は30人に満たない学級がほとんどなので、この少人数学級の見直しに対しての影響は多分ないだろうということを各教育長は言っておられた。その他の地区の教育委員会との学力育成会議でも多分説明されたと思うが、たたき台というか検討に入ったということで、他の教育長の意見を聞きたい。

また、例えば16人と15人の学級が31人になるので1クラスになる。倍になるときの担任の先生が1人で、ここに、影響緩和等課題解決の加配とあるが、そこに加配をするというようなことを考えないか。

また、現場の先生方が、どういう思いを持っておられるか、受け止めておられるか。授業する部分は、先生たちプロであり、それは受け止めておられると思うが、その他の業務

が多すぎて負担感が増すというのは絶対あってはならないと思うので、そこをお願いしたい。

○新田教育長 11月県議会の開会に合わせるような形で、事務局があくまでもたたき台の案ということで、具体の検討が進むようにという思いも半分持ちながら、提案させていただいたところである。そのあと資料等説明の文書をつけて、各市町村教育委員会の方や、小中学校の学校長会に送らせていただいた。そういった中で、各市町村に私から、は担当の課長から直接、顔を合わせて説明してやりとりを行うことを今、始めたところである。一部はすでに報道等で流れているところがあるが、こういった意見はそれぞれであり、19市町村それぞれの教育長のお考えなり、疑問に丁寧にお答えし、その上でどういう状況であるかということをお報告するのが一番いいのではないかと考えている。

よく31人が15人と16人に分かれていたものが31人になるという例をよく言われている。ただ、一方では、その31人が、現行の制度であっても、1人転校していくと、30人学級になり、進んだ学年では15人と15人になってしまうようだが、実は30人学級の方が優先するので、15人と15人は合わせて30人の1クラスになる。そういったことは実際にはもう既に起きている。これは結局、1学級を2学級にしたときに一番その階差が大きい。逆に言うと二つに分けた後にできるクラスの児童数は一番少ない状態。2学級を3学級に分けるとそれよりかはやや小さいクラスでも大きい数字として、分子と分母が1個ずつ増えていくようなイメージで考えていただくということだ。したがって非常に大規模校ばかりあると、分割した後のクラスの児童生徒数も当然高い数字である。そういった特性もある。そういった中で、31人を15人と16人ということが非常に注目を浴びているが、現状でも、こういったことは普通に起こっている。逆に言うと、国が35人が標準ですよという小学校1年生を、県が独自で30人にして、その範囲の中での、特異な数字の表れ方であろう。従って、その15人が、ゼロベースであってそこから増えていくという発想に対してはちょっといがかかなという思いも実は持っているところである。そういった点も含めて、丁寧に説明していく必要があろうと考えている。あわせて加配の方法、今の言わばスクールサポート事業というものの関連にもなろうかと思う。今回、たたき台では、一旦、廃止ということをお前提として掲げた。これはこのスクールサポート事業というものをなくすというよりは、これを残しますと言った方が自由な協議ができなくなるかなと思ったので、そこもゼロベースで考えましょうということで提案させていただいた面があることは御報告しておきたい。

3点目の学校で現在、教鞭をとっておられる先生方に対して、こういった我々の考え方や、果たしてそれが現場において、どういう形で現れるのか、不安がないのかと。そういったところもしっかりお聞きする方法を考えていきたい。なかなか、全教員にストレートにということではできないので、学校単位や、教育事務所単位、あるいは市町村教委単位になろうかと思う。実際の教員の方々がどういうふうを受け止めておられるのか、何を不安に思っておられるか、そういったことについても、できるだけ丁寧に聴き取っていききたいと思っている。

あわせて、働き方改革をしっかりとということが、こういった見直しにとっては不可欠であろうと思っている。これをすれば確実に仕事が楽になるというのはなかなかないが、とにかく様々な切り口でやれることはやっている。うまく動いているところを各学校に広めていく。管理職も含めてそういったところの徹底をしていかないといけないと考えている。

○林委員 3の2ページの資料になるが、一番下に教員加配の見込みということで、令和3年から3年間、影響緩和とそれから課題対応ということで加配の教員数とあるが、これは具体的にはどのようなところを重視されて加配されるのか。

○木原学校企画課長 学校への影響緩和それから課題対応というところ、これが学校にとってどういう形で監視するのがいいのかというところは、やはり学校の状況などよく聞き取って、これからより良い方法を考えていきたいと考えている。我々としても案は多少持っているが、最善の方法なのか、よりよい方法はないのか、少し検討の時間を取りたいと思っており、学校からの学校現場や、各方面からの御意見を頂きながら考えていきたい。

○林委員 これから学校現場の意見を取り入れるということだが、確かに児童生徒へのきめ細やかな指導ということになると、やはり児童生徒の多いところに対しても当然力を入れていかなければいけないが、学校運営という立場で考えると、教員の少ない学校が、今まで加配だったものがなくなるということで、少ない中で1人減るというのもまた運営上大変なところもあると思う。その学校において、大きい所であり、小さな所でいろんな影響があると思うので、広い視野で検討いただきたい。

○新田教育長 最初の説明にもあったが、これまで、島根県教育委員会としては、少人数学級編制ということで、一律のルールを設けて一定の県の設けた基準よりも1クラスの児童生徒数が増える場合は、それを一定のルールで分割し、分割して増えたクラスに対して担任を1人、県単独で配置するといったルールで、すべて学級編制という見方で整理してきたものと受け止めている。今回、林委員からお話があった、課題に対応する新しい加配

の先生方というのは、こういった一律のルールも大切に守りながら、もう一つは、少人数教育という視点で見れば、少人数教育の実現のために少人数の学級編制という言い方もあれば、例えば、グループに分けて、あるいは一クラスに2人の教員が入ってと、いろんな形態があると思う。きめ細かい教育、そういったものを、一律の学級編制とはアプローチと違う加配でできないだろうか。その方がより子どもたちのためにいいのではないかという思いもあって、今までの方式も大事にしながら新しい方式を提案するというのが今回の提案の、根底にある一つの考え方である。具体的にどうやるのかという質問は確かに私どもも受けており、そういった点も、まさにたたき台だと思う。例えばこういう考え方があるが、それよりもっといいものがあれば、そちらの方を取り入れてよりよいものにしていく。そういった検討は今後しっかりと深めていく必要があると考えている。

○池田委員 子ども・子育て支援施策拡充の考え方で、少人数学級を見直して学校外での子育てということで放課後児童クラブの充実に充てるという話であるが、例えば、隠岐の島町だったら放課後児童クラブを学校でやっているところはない。その辺は教育委員会とか学校の現場の先生たちが、空いているが責任を問われるのが嫌だからというような理由で、学校での放課後児童クラブが行われず保育所に連れて行ってもらうような状況が生まれている。そこは本当にこれを拡充するのであれば、各学校に、放課後児童クラブがあるというような方向に持って行っていただけるように働きかけていただきたい。

○新田教育長 直接的には健康福祉部の関係であるが、いずれにしても、放課後児童クラブで学校の施設を使うということ自体は好ましいことだと思う。ただ単に教員の負担というよりは、やはり施設のそういった、区画化ができる一般開放と同じ考え方をとらざるをえないと思う。そういったところで今の施設の状況で、それがなかなかできないと。一度入ってしまうとどこにでも行ってしまうという状況であると、これは逆に学校にとっては問題がある。そういったところも含めて、よりよいサービス提供の場所、それぞれ地域の事情もあると思うが、そういった点で、県教育委員会、あるいは市町村教育委員会、公立の学校で協力できる場所があれば、それが実現できるよう、検討していきたいと思っている。

——— 資料に基づき協議

**協議第9号 小中学校の学校司書等配置事業の見直しに向けた考え方（案）について**  
**（教育指導課）**

○多々納教育指導課長 資料4の1ページからお願いしたい。現在行っている学校司書等配置事業の評価についてであるが、県内すべての公立小中学校に学校司書等配置できるよう財政支援を行ってきたことにより「人のいる図書館」としての配架や展示に工夫が凝らされ、児童生徒の貸出冊数が増加するなど、子どもたちの興味を注ぐ学校図書館となった。他にも、学校図書館の基本的機能が向上し、読書意欲を高めるための読書活動や図書館間での連携の充実といった効果が見られている。こうしたことから、学校図書館は子どもたちの豊かな感性や創造力等を育む読書活動や読書指導の場として有効に活用され、配置された学校司書等は教職員や保護者からも高く評価されており、この事業は一定の役割は達成したと考えている。現状を見ると、学校司書の中には、書籍を通した子どもたちの学校行事への意欲付けを行ったり悩みを聞き取って担任に繋いだりするなど、子どもたちの成長に大きく貢献している方も多くいらっしゃる。不登校や特別な支援を要する児童生徒の増加、学力の伸び悩みなど、課題を抱える子どもたちが、多岐にわたる学校現場において、現在の一部で行われている学校図書館を拠点とした支援のあり方を参考に、子どもたちの豊かな学びと育ちをさらに支援できないかと考えた。

4の6ページをお願いする。先ほど総務課長の説明にもあったが、11月21日以降行っている説明会でこの資料を用いている。見直しに至る経緯について説明しており、文部科学省の資料を活用している。資料の太枠部分で示されているとおり、平成29年度から学校図書館関係の地方財政措置が拡充されている。これを契機に、県と市町村との財政負担のあり方について、昨年度から市町村との協議を進めてきたが、なかなか出口の見えない状況になっていた。そうしたこともあり、今回の見直しは県が財政支援をしている事業費と同じ区分に向けて、国から市町村や地方交付税措置が行われることを踏まえ、今後の見直し方針を定めることと総務部から指示されたものであると、市町村にも説明の際にお伝えしているところである。

次に事業の見直しについて説明させていただきたく、4の2ページにお戻りいただきたい。先ほど説明したこともあり、学校における学校現場における課題等も考慮し、新たな視点で、これからの島根型の学校図書館と、学校司書等のあり方を検討し、教育の更なる充実に繋げる、新しい事業の構築を図りたいと考えている。これが見直しの理由である。見直しの方向性としては、4の1ページ、一番下のところ。方向性としては、現行の学校司書等の配置を対象とした交付金制度を見直し、新規の補助事業として再構築したいと考えている。人のいる学校図書館という現行の支援制度の趣旨を担保しながら、現在、一部

の学校司書等がすでに行っている学校図書館を活用した児童生徒一人一人に寄り添う業務、これを全県に広げ、島根型のモデルとして促進したいと考えている。

なお、平成29年に告示された新しい学習指導要領では、学校図書館は創造力を養い、豊かな心を育む読書センター、自主的、自発的かつ共同学習活動を支援し、授業の内容を豊かにする学習センター、情報の収集、選択活用能力を育成する情報センターの三つの機能が求められている。今の話は資料にはない。本県の児童生徒や学校図書館の現状を踏まえて、これからの学校図書館には先の3機能のうち、各教科の学びを支える学習センター機能の強化と、児童生徒一人一人に寄り添った心の居場所となる機能を求めていきたいと考えている。

4の2ページをお願いしたい。先ほどの考え方から現行の学校司書等配置事業は令和2年度末までとし、新たに学校図書館を拠点として子どもたち一人一人に寄り添った学習支援を行う学校図書館、学びのサポート事業、これを新規に構築し、令和3年度から開始することで検討を進めていきたいと考えている。

なお、現在考えているこうした新規事業は、県がここ10年にわたって学校司書等を全面的に支援し、学校図書館が学校教育の中で高く位置付けられている本県においてのみ展開できるものと考えており、全国初となる試みとなるのではないかと考えている。

制度の概要について説明する。4の5ページを御覧いただきたい。図の中ほどにあるように学校現場では児童生徒によって異なるニーズ、あるいは困り感といったものがある。教室での学習に適用できず学習意欲の高まらない子ども、こうした子どももいれば、調べ学習などの方法に悩む子どももいる。また、知的好奇心旺盛にもっと学びたいと望む子どももいる。そうした個々のニーズに学校図書館という空間と学校司書の存在が有効に作用できるのではないかと考えている。

校内唯一で特別な場所でもある学校図書館で、図の左側にあるように、図書資料のプロフェッショナルとしても学校司書は今や欠かせない存在として大きな意味を持っている。人のいる図書館はぜひとも維持したいと考えている。また、一つの居場所、心の拠り所、知的好奇心を満たす場所として、学校図書館という特別な空間を、自ら求める子どもたちに対して、学校司書の専門性を生かし、右側にあるような、本を介した一人一人に寄り添った支援。心や学びのサポートの役割を、教員とは違う視点で、学校司書にやわらかく担っていただくことで、子ども支援機能を高めていきたいと考えている。学校司書と学びのサポーターは業務の違いはあるが、概ね1人でと考えている。そうしたところを説明する



ものとして4の3ページを御覧いただきたい。市町村等への説明の中で、学校司書と学びのサポーターは同一人物ではないような、誤解が生じる場面もあった。そこで、この資料を用意させていただいている。学校司書と学びのサポーターの業務の違いと、県と市町村との負担割合を図に表したものであり、説明会でも使用した。左側に学校図書館法による学校司書等の基礎的な業務、⑧⑨⑩が概ねそうなるが、現在多くの司書に行っている⑩を加えて、基礎業務としている。中ほどに学校図書館ガイドラインにおいて、これからも学校司書に求められる業務とされているもの、⑤から⑦の形で表している。中程から右側にかけて、学校司書業務に被せる形で、現在考えている学びのサポーターとしての一人一人に寄り添うように、これを①から④で例示させていただいている。なおこれまで貸金全額を支援対象としてきた学校図書館支援員に対しては、学校司書業務であれば、3分の1補助となるということも説明させていただいている。

この4の3ページを更に分かりやすくしたのが、4の4ページである。こちらが一番、理解していただきやすいのではないかと考えている。学校図書館が読書センター、学習センターとしての機能を十分に果たしていけるよう、学校司書の基礎的な業務と、これから求められる業務、これを整理し、引き続いて、人のいる学校図書館を維持したいと考えているものである。その上で、学校司書になっていただきながらも学校図書館の中でご活躍いただく、学校司書にしかできないという意味で、学校の特別な場所としての図書館を拠点として、これまでも一部の学校司書の方々に担っていただいた様々なニーズや困り感を持つ子どもに寄り添い本に繋いだり教員に繋いだりする役割、それを①から④で提示しているが、こうした業務を学びのサポーターとしての業務として考えている。同じ学校図書館にいらっしゃる学校司書でありながら学びのサポートをしていただくことができないかというところを考えたところである。なお、学びのサポーターの業務は、あくまで例示であるが、①から④までといった括りの中で、学校の実情、ご本人のスキル等を鑑みて、そのうちの、一つ以上していただければ十分と考えて例示させていただいている。あくまでも、学校司書及び学校図書館の重要性を鑑み、人のいる図書館を維持した上での島根型の新たな制度の考え方である。

4の2ページにお戻りいただきたい。制度の概要についてである。学校司書の基礎業務を担う学校司書等の業務に対して補助する区分と、学校図書館を拠点に子どもたちに寄り添った学習支援を行っていただく学びのサポーターとしての業務に対して補助する区分、これを設定し、現行の補助率に近い形で財政支援を行っていく考えである。3分の1、3

分の2としているのはそういうところである。

学校図書館で学習支援等に当たる学びのサポーターの役割については、学校司書の専門性や学校図書館の特性を活かした、例えば、なかなか教室に入れない子どもに対しての介した心の居場所づくりや人間関係づくり、好奇心を持って学びを更に求める子どもに対しての知識や考えを広げる図書の紹介等々の業務をやっていたらと考えている。もちろん新しい考え方による制度であり、令和2年度は準備期間に充て市町村の制度理解に努めるとともに、現在の学校司書の方々を中心に学びのサポーターとしての趣旨を伝え、必要な資質等養成する研修を年3回程度実施することを考えている。なお、制度開始後も、研修は継続して行う予定である。

冒頭申し上げたが、たたき台であり今後とも各市町村や学校関係者等、あるいは学校司書様に対しても、見直しの趣旨をしっかりと理解していただくための説明を丁寧に行うとともに頂いた意見を参考にしながら具体の検討を進めていきたいと思っている。

○新田教育長 これについても若干補足させていただく。3の最初のページ、子ども子育て支援施策の拡充の考え方。子ども子育て支援の一番右下、説明があったように、県が財政支援している事業費、学校司書への配置という市町村の事業、市町村が任用する学校司書に対して国が交付税措置を市町村に向けて打っている、それが拡充しているその部分に県が補助金を打っている、これは二重に財政支援していることで、財政支出を見直す全面見直しをとということへの答えとしての、教育委員会の今の予算要求中であるが、考え方である。

一つには、同じ部分にやっているというのは、学校司書という国が想定している業務についてはそうかもしれないが、先ほど指導課長が説明したような、一人一人の子どもたちに学校司書という位置付けで支援をしたい。もちろん、教員免許を必要とするなんてことは考えておらず、司書のプロの目で見ても子どもたちの様子や状況、あるいはこんなことを教育、かつ、相談してきたようなことを学級担任に伝えたり先生方に繋げていく。そういった役割、あるいはICT機器の活用について、あるいは、さらに調べたいという子どもたちの意欲にも応えていく。そういったところを司書の本来業務に加えて、できる範囲でいいので、そういうことにも取り組んでいただきたい。そういうことに向かっただけの方は学びのサポーターとして実質的には従来と同じ補助率で市町村を支援しましょう、というのが一つの考え方。さらには、それになかなか応じられない状況の学校や市町村教委もあると思うので、従来型の司書業務をされる方については、今回、補助率は下がるが、

3分の1程度の支援を続けたいというところである。これは4の6ページ、先ほど指導課長から話があった文科省の資料の太枠部分であるが、右側の欄を見ていただくと小中学校の概ね1.5校に1名配置、これが交付税措置の基準である。逆数をとると、小中学校の概ね1校に3分の2名程度配置という割合になり、県内の場合は、すべての小中学校に配置いただいている。そうすると、各学校に3分の2名交付税措置があれば、残りの3分の1を県が支援すれば、財政支援が二重になっているということが解消できる。この二段構えで、実質的に、学校司書の働き、あるいは学校図書館の活用、こういったものを県として、引き続き支援できると考えている。

先ほど指導課長が話したこと、私が補足したことの説明をすると、なんだ、そうだったかと、絶対現状維持と言っておられた方が分かりましたという場面も正直今出てきている状況である。

○真田委員 先ほど説明いただいたので大体分かったが、司書の学校での役割というのは非常に大事で、「生きている図書館」を本当に上手に運営していただいているのは専門家として是非ともやっていただきたいのだが、先ほどあったように調べ学習や教員に対する情報提供、授業の準備、それからもうすでに、子どもの居場所として、休憩時間、放課後、授業になかなか入れない子ども、本当に工夫して、司書の方が、児童生徒の面倒見ていただいているところがあるので、ぜひそういう意味でも、人のいる図書館、生きている図書館にさせていただけるよう、事業の継続をお願いしたいと思っている。

○多々納教育指導課長 生きている図書館というのは初めて聞いたが、良い言葉だと思う。人がいる図書館では物足りない、生きている図書館ということで、ありがたいと思う。ただ、人のいる図書館を目指して配置の支援をしてきたところだが、そこに活躍のスポットをあててというところが少し薄かったかもしれない。むしろこういった事業の見直しによって、学校司書の存在価値とか役割を強くアピールもできるのではないかと考えている。

○浦野委員 今まで学校司書として業務を担っていた方が、今度は学びのサポーターというものも合わせて担うというお話で、県や市町村がお金を出して雇っていらっしゃる支援員とか、学びいきいきサポーターとかニコニコサポーターとか、そちらの方に縮小の影響が出ないものか、その辺の関連性はどのようになっているか。

○多々納教育指導課長 学びいきいきサポーターやニコニコサポーターなど、いろいろなサポーターに支援の立場で入っていただいている。そこは全く切り分けた形でと考えており、そういう役職が財政的に縮小されるとか、そういうことは一切関係ない。この学び

のサポーターということについて、学校図書館を拠点としたというところがポイントであり、あくまでも学校司書をイメージした任用になると思っており、その点はまた正しく伝えていきたいと思っている。

○新田教育長 学びのサポーターと名乗らないといけないとかということは全然考えていない。もちろん、市町村教委が任用する職員の方であり、その呼び方はもちろん自由である。これはあくまでも県の事業名ということでご理解いただければと思う。学びのサポーターと名乗らなければ支援しないとかそういう考えは毛頭なく、市町村が単独で発令されることなのでそういう条件付けももちろんできない。あくまでも、期待する役割を象徴的に事業名で表すとしたら学びのサポーターという事業名である、そういう考えである。

○浦野委員 逆に、特別に名前をつけなければいけないということもないということか。

○新田教育長 そうである。

○池田委員 そうであれば、学校司書業務だけお願いするという任用の仕方を選ぶ市町村、学校も出てくる。けれども実際には、本を介した居場所づくりや魅力づくりをやっているのであれば、この学びのサポーター業務と一緒にした図書館司書という業務でいいのではないか。

○新田教育長 交付税の問題がクリアできれば。

○池田委員 頑なに学校司書だけやるという方もおられるか。

○多々納教育指導課長 これは学校司書だけとか学びのサポーターもとかいう問題ももちろんあるが、これだけの時間しか勤められないとか、家庭の事情など、ご自身の状況により、例えば1時間しか学校には関われない、こういう方々は学校図書館支援員とこれまで呼んでいたが、そういう方々にさらに学びのサポートまですることが可能かというところではかなり難しいのではないかと考えている。一定の時間を超えて、学校司書業務をしていただける方ならば学びのサポート業務も担っていただけるのではないかと考えて設計しており、学校司書の基礎的な業務しか自分はもはやできない、スキルというよりも、時間的にできないという方々についても3分の1の支援は継続したいという考えである。

○林委員 記憶が曖昧だが、学校司書の場合、週何時間か勤務時間制限あったような気がするが、学びのサポーターになったとき勤務時間は変わるのか。

○多々納教育指導課長 基本的には、各市町村がお決めになればいいと思っているが、それでも、やはり財政の枠組みというのがあるので、一定の制度の中では、何時間までということは、こちらの県としての示し方もあると思うが、基本的には設置者である市町村が

決められればいいと考えている。

○林委員 学びのサポーターの中で、例えば4の4ページの資料の中で、例として①本を介した心の居場所づくりや、②個別の学習支援というのは、今後、これも重要になるかと思う。なかなか教室に入られない子ども、学校に行けない子どもの新たな場所というかそういう場所になっているところも既にあるかと思うが、そうした場になるべく学校の図書館事情もあるが、できるだけその辺が可能な範囲で対応できるような工夫ができればと思う。

——資料に基づき協議

#### 報告第54号 令和2年度島根県市町村立小・中学校等校長・教頭・主幹教諭採用・昇任候補者選考試験の結果について（学校企画課）

○木原学校企画課長 5ページを御覧いただきたい。第一次試験を8月19日に行い、第二次試験は面接試験を10月下旬から11月中旬にかけて実施している。今月、12月5日に結果を発表した。名簿登載者に関する数字を表に挙げてある。

校長については、小中学校合わせて出願が126名あり最終の名簿登載は48名となっている。カッコ内は女性の数で内数である。教頭については、163名の受験があり、名簿登載は67名、主幹教諭について7名の受験があり名簿登載は4名だった。この登載人数については、校長についてはほぼ予定どおりであるが、主幹教諭が7名の受験で予定していた数より非常に少なく名簿登載者も4名でだいぶ予定を下回った。その部分を教頭の名簿登載を若干予定よりも多くして、今後に向けた採用者を取りたいと考えている。

下の参考に、近年の状況を挙げている。受験者の数がいずれの職においても伸び悩んでいる状況がある。受験の場合、合格の倍率についても低いレベルで留まっている。特に、昨年度実施している主幹教諭については、大幅に出願者が減ったところ。原因などについて今、分析をしており、来年度に向けてどういう対応すればよいかということも検討しているところである。今回の昇任の選考については、管理職として適性を見極めながら、適任者を適切に名簿登載したと考えているが、今後に向けては、今のような人数の状況であるので、今後の管理職の育成や人数確保の観点から、対策をとっていきたいと考えている。

カッコ内の女性が人数4名ということで、若干減ったが、教頭とともに一定の数を確保できたと考えている。今後に向けては、今年度末の退職の状況などを勘案し、昨年度の名簿登載者も含め、今後管理職人事を進めていくことになる。

——原案のとおり了承

**報告第55号 令和2年度島根県教育職員（実習助手・寄宿舎指導員）採用候補者選考試験の結果について（学校企画課）**

○木原学校企画課長 まず実習助手であるが、10月29日に選考試験を行い、今年度は農業の募集区分での試験を行っている。受験状況と選考結果は御覧のとおりで、13名の受験に対して名簿登載者2名を決定している。その下には、寄宿舎指導員について同じように内容を挙げている。実施試験の実施日は同じ日で行っている。受験者が21名ということであったが、そのうちの4名を名簿登載者として発表をしている。11月15日に合格発表し、来年度に向けて今後の人事の作業に入って参りたいと考えている。

———原案のとおり了承

**報告第56号 公立の義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置法の一部を改正する法律の公布について（学校企画課）**

○木原学校企画課 先日、国会でこの法律の改正法が成立したので、事柄について御報告ということで本日申し上げます。

この法律の改正の趣旨であるが、1にあるように、公立学校における働き方改革を推進するために、文部科学大臣が教育職員の業務量の適切な管理等に関する指針を作成、公表するとともに、教職員について長期休業期間の休日のまとめ取りのために、1年間の変形労働時間制を条例により活用できるようにするというものである。2のこれまでの経過について確認すると、中教審で昨年6月から1年間の変形労働時間制について議論が始まり、今年の1月に答申が出ている。その答申の中で、変形労働時間制が適用することができるよう、法制度上措置すべきであるという内容が盛り込まれていた。これを受けて、国でこの給特法、これを実現するための給特法の改正の法案が出され、11月に衆議院で可決、12月4日に参議院でも可決され、成立したところである。

改正の概要であるが大きく2点あり、まず1点目が1年単位の変形労働時間制の適用である。長期休暇期間中に、教員が年休等のまとめ取りのように集中して休日を確保することが可能になるように、地方公共団体の判断により1年単位の変形労働時間制の適用を可能にするものである。

もう1点、業務量の適正な管理に関する指針の策定ということで、現在、国で策定している時間外勤務に関する上限のガイドライン、これを指針に格上げして在校時間の縮減の実効性を強化するということを述べている。

この法律の施行期日は、4のとおり、1年単位の変形労働時間制適用が令和3年の4月1日から、業務量の適切な管理等に関する指針の策定が令和2年4月1日からとなっている。

運用上の詳細については、今後文部科学省からの通知を受けて、改めて周知し、整備していくことになっている。現在判明しているところでは、この制度は、学校全体に一律に導入するものではなく、教員一人ひとりの事情に応じて導入するものであり、制度を活用する対象者を決めるにあたっては、校長が教員それぞれの事情を汲み取って運用するということである。

この制度は夏休みの児童生徒への長期休業中における教員の業務の時間が学期中よりも短くなる傾向があるというところも踏まえ、この期間に集中して休日が確保できるように考慮し、制度整備が進められている。だが、学校の現状としては、島根県もそうであるが、夏季休業中でも研修の参加や部活の大会など、行事の準備などの超過勤務が発生している状況もあり、これをすぐに導入するというについては、かなり現状の分析や制度の整備が必要だろうと考えている。

今後に向けて、県教育委員会としても条例改正の必要な対応を順次進めるということになると思うが、現在行っている働き方改革プランの実践を第一に、業務量の縮減を進めていくことを第一に考えていきたい。

○真田委員 非常にいい試みだと思うが、その前に年休等の消化について進めていただきたいと思う。管理職等に適正に年休を消化するよう、特に夏季休業中は取りやすい時期に取ってもらうということを説明していただきたい。

——原案のとおり了承

#### 報告第57号 「令和3年度大学入学共通テスト」実施方針の見直しについて

○多々納教育指導課長 8の1、2ページを御覧いただきたい。令和3年度大学入学共通テスト実施方針の見直しについてである。令和3年度大学入学試験というのは、英語民間試験の活用、さらには国語と数学の記述式問題の導入、こうした二つの目玉があった。報道でも触れられていたように、文部科学大臣から英語民間試験活用のための大学入試英語成績情報提供システムは令和元年11月1日に導入見送りの発表があった。また、国語と数学の記述式問題については令和元年12月17日に導入見送りの発表があったところである。

大学入試英語成績提供システムの導入の見送りの理由については、そこに挙げたとおり、



経済的な状況、居住地域にかかわらず、等しく安心して受験できるシステムにはなっていないと大臣の方で判断されたためとなっている。

今後は読む、聞く、話す、書く、の英語4技能を大学入試でどのように評価していくか、これについては、令和6年度に実施される大学入試に向けてできるだけ公平でアクセスしやすい仕組みを今後1年をめどに検討すると発表されている。このことにより、現高校2年生が対象になる令和3年度大学入試では、英語は読む、聞くの2技能の評価をすることになった。

次に、国語と数学の記述式問題の導入については、採点ミスゼロにするということまでは期待できないことと、自己採点の一律性を格段に改善することまでは難しいこと。この二つの大きな理由から、受験制度の不安を払拭し、安心して受験できる体制を早急に整えることが困難と判断されたためと聞いている。今後は、大学入学共通テストや各大学の個別選抜における記述式問題のあり方など、大学入試における記述式の充実策について検討されると聞いている。このことによって令和元年度大学入学共通テストは、現行の大学入試センター試験と同様、マークシートのみでの実施となる予定になっている。今後とも、最新の情報に気を配り、適切に情報発信したいと考えている。

———原案のとおり了承

## 報告第58号 令和2年3月県立高校卒業予定者の就職内定状況（10月末）について（教育指導課）

○江角地域教育推進室長 資料9ページを御覧いただきたい。令和2年3月、今年度末の県立高校卒業予定者の就職内定状況の10月末時点のものを報告させていただく。1の一番下の令和元年度欄を御覧いただきたい。

卒業予定者は4,605人。そのうち、就職希望者が1,094人、率にして23.8%。その1,094人のうち、913人が10月末時点で内定を頂いている。内定率は83.5%である。未内定者は181人となっている。公務員試験の結果待ちや民間企業の内定待ちの状況であり、これからこの181人という数字がどんどん小さくなり、現在、内定率は先ほどの83.5%であるが、3月末には100%近くへ上がっていく予定になっている。これについては現在、10月末のものであるが、3月末最終報告分についてはまた教育委員会会議の方で報告させていただきたい。

「2 就職内定者の県内、県外の割合」であるが、就職内定者、上の表の913人のうち、

696人、76.2%が県内にすでに内定済みである。217人、23.8%が県外に内定済みとなっている。昨年度の最終的な県内就職率は73.3%だったが、おそらく今年度も75%前後、例年どおりであると予想される。今後も生徒たちがしっかり県内企業を知った上で、一人ひとりが進路選択していけるよう各部局、特に商工労働部としっかり連携を図りながら、取り組んでいきたい。

———原案のとおり了承

#### 報告第59号 第4回食の縁結び甲子園全国大会の結果について（教育指導課）

○江角地域教育推進室長 資料の10の1ページを御覧いただきたい。大会は11月9日、くにびきメッセで開催した。3にあるが、今年の大会のメインテーマは、「地域を元気にする！“縁結び どんぶり”」で、全国の高校生たちがどんぶり料理をテーマに、これまでの学びの成果を競い合った。当日は全国から地区予選を勝ち抜いた10チームが参加し、島根県からは初出場の出雲農林高校チーム、第1回から第4回大会まで4年連続出場 of 松江養護学校チームが参加した。

5の大会結果であるが、見事に初出場の出雲農林高校「三岐のオロチ」チームが優勝を果たした。ちなみに松江養護学校は昨年度の第3回大会で優勝している。

6の来場者は、昨年を上回る1,100人の方に来場いただいた。

7県内の高校生も多数参加していただき、ボランティアスタッフ、料理教室の開催、石見神楽の上演など、様々なところで、お手伝いいただき、大会を盛り上げていただいた。

裏を御覧いただきたい。左上が出雲農林高校チームが調理した作品であるが、海老とアスパラの天ぷらをオロチに見立て、豪快に盛り付けてある。その下が、松江養護学校となっている。今年度も大変熱気に満ちた高校生の学びの祭典となった。

○浦野委員 来場者の中の高校生はどれくらいおられたか把握しているか。

○江角地教育推進室長 「7 県内高校生の協力等」に記載した高校生以外では、県内各地域からバスを出す予定にしていたが乗車する人がなかなかなく、自家用車や公共交通機関でチームの応援等に来場した高校生もいた。1,100人の来場者のうち高校生は100名弱であった。

———原案のとおり了承

#### 報告第60号 児童の死亡事案への対応について（教育指導課）

○村本子ども安全支援室長 資料の11ページを御覧いただきたい。このたびの安来市での小学生死亡事案について、大変強い衝撃を受け、大きな悲しみとともに無念の気持ちでいっぱいである。

この事案は、12月2日に当該児童が欠席したため学校から安来市教育委員会へ連絡し、市の職員が訪問し、事案が発覚後、県教育委員会が一報を受けた。これを受け、当該小学校の心のケアを中心に対応をした。

まず事案発生当日の12月2日夕方であるが、当該小学校に設置された緊急支援チームにスクールカウンセラー1名を派遣し、翌日からの緊急支援の流れを決定し職員に対して心理教育を行っている。ここでの心理教育とは、事案を受けてストレス反応が起きることは自然なことであり、これを受け止め、いかに対応するかという教育である。

翌12月3日にはスクールカウンセラーを4名派遣し、当該児童と、同じ学年や関わりの深い児童に対して、全員面談を実施し、その後、教員や市教育委員会の担当者に対してコンサルテーションを行っている。ここでのコンサルテーションとは、カウンセリングの結果を受け、スクールカウンセラーがそれぞれの担当者に対して今後の対応を助言するものである。

さらに、12月4日には4名、5日には2名のスクールカウンセラーを派遣し、カウンセリング及びコンサルテーションを実施した。5日の夕方の段階で、安来市教育委員会及び派遣したスクールカウンセラーから、当該学校は落ち着いた状態に戻っていると報告を受けている。引き続き、必要に応じ心のケアに努めていきたい。

今後については関係機関の支援体制や連携の妥当性を調べるための審議が行われるが、その結果も踏まえつつ、教育委員会や学校としての対応を改めて考えていく。

県教育委員会としては、今後も生徒指導に関わる、教員や養護教諭、教育相談コーディネーター等の研修会で、これまで以上に子どもや家庭の変化に気付き、その背景を読み取る力を高めるよう研修を行い、教職員に対して校内研修で広め、学校でのケース会議を経て、関係機関との連携が一層進むよう支援をしていきたいと考えている。

○新田教育長 本当に痛ましい事件である。御冥福をお祈りする。今後の対応として、社会福祉審議会の児童処遇部会で検証作業が進められる。そういった点も踏まえつつ、必要な対応の検討を進めていきたい。

○真田委員 非常に早い対応で、学校側も非常に頼りにされたのではないかと思う。特に全国版に出るような大きなニュースであり、子どもたちに対するこういうコンサルテーシ

ョン、先生方に対する心理教育など、非常にいい対応だったと思うが、先ほどの今後の対応で、学校や教育委員会、市町村の教育委員会等とも連携して、今後こういうことが起こらないようにきちっと対応していただきたい。よろしくお願ひしたい。

———原案のとおり了承

## 報告第61号 SNS相談事業について（教育指導課）

○村本子ども安全支援室長 資料の12の1ページを御覧いただきたい。まず、事業概要である。生徒が相談しやすい環境として、無料通信アプリ「LINE」による相談窓口を今年度新たに開設している。これは文部科学省の「令和元年度新規事業のSNS等活用した相談体制の在り方に関する調査研究」に参加したもので、島根県のほかに、奈良県、香川県も参画している。相談期間は、1回目が8月29日から9月12日の15日間で、時間は午後5時から午後9時までとした。対象は、県内の公立高等学校及び特別支援学校高等部の生徒、約16,000人とした。

1学期の終業式や2学期の始業式に合わせ、お知らせのチラシやカードなどを配って利用を呼び掛けている。この相談は臨床心理士をはじめとした複数の専門の相談員がチームで返信する仕組みとなっており、いじめに関する相談だけでなく、勉強の仕方が分からない、その日に学校であったことなど雑談なども含め、気軽に相談できるものとしている。また緊急性のある相談については、県教育委員会と業者等と連携をして対応することとしているが、1回目の相談期間には該当はなかった。

1回目の相談期間中の相談件数は431件で、同じ期間中の電話相談は、昨年度とほぼ同じ26件である。SNSの相談件数は約16倍で、相談しやすいツールであると受け止めている。相談件数の内訳であるが、開設した日をピークに徐々に件数が低下し、後半は件数の増減も穏やかになっている。相談内容は主なものとして、友人関係、恋愛に関する悩み、学業、進路などがあり、いじめや不登校に関する相談はなかった。その他の内容については、部活や行事に関する話や心理テストなど、直接の相談ではないものがほとんどであった。

12の2ページであるが、相談件数のうち、学年別の内訳では、高校1年生が一番多く学年が上がるほど少なくなる傾向にある。また、性別の内訳では、圧倒的に女子の相談が多く、男子の3.8倍となっている。相談者の相談回数は相談内容ごとに1件として計上し、3回までの相談で全体の68%が相談を終了するという状況である。

第2回の相談期間は令和2年1月5日(日)から19日(日)までの15日間で、開設時間はこ

れまでと同様に午後5時から午後9時としている。

今回は3学期が始まる前から相談を開始するように設定をしている。各学校に1回目と同様に、カードを配布してすでに周知をしている。

今後については先進自治体の検証結果や2回の相談期間結果も併せて、開設に向けた検討をしていきたいと考えている。

○林委員 12の2ページの第2回の実施について対象者が記載してあるが今後、私立の高校の検討はされないか。

○村本子ども安全支援室長 対象についても、今回の結果を含めて、検討していきたい。

———原案のとおり了承

## 報告第62号 社会教育関係表彰等について（社会教育課）

○畑山社会教育課長 資料13の1ページをお願いします。前回、11月の教育委員会会議の後に決定した表彰、顕彰が4件あり、これらを一括して御説明する。

一つ目は、令和元年度「地域学校協働活動」推進に係る文部科学大臣表彰である。資料は13の2ページである。この表彰は住民等の参画により、地域全体で子どもたちの成長を支え、地域を創生する活動のうち、その内容が他の模範と認められるものに対して、文部科学大臣が表彰を行うものである。市町村教育委員会に対して推薦の依頼を行った結果、大田市から大田西中学校区地域学校協働活動、1件の推薦があり、県の選考を得て文部科学大臣表彰が決定した。平成26年度に仁摩中学校と温泉津中学校が統合して大田西中学校となり学校区が大きく変化する中、大田西中学校区学校地域協働活動として、新しい学校と地域の連携協働を推進をしてこられた。主な表彰理由としては、学校運営協議会で、ふるさとに愛着と誇りを持つ子どもを育成するという思いの共有化が図られており、学校と地域、コーディネーターが連携する機能的な仕組みが構築されている。校区内の二つの公民館が統括コーディネーターとして地域コーディネーターと連携しながら活動を展開し、地域の人材を育み、継続的な活動に繋がる体制づくりを進めている。土曜日の居場所づくりとして実施されている「どきどきどようび」では子どもと保護者が一緒に参加することにより、子ども・保護者ともに地域のひと・もの・ことに触れる機会を設けていることなどである。表彰式は12月2日に東京で行われた。

続いて資料13の3、令和元年度島根県優良少年団体表彰（教育長表彰）である。この表彰は定期的継続的な活動によって、明るく住みよい地域づくりに大きく貢献している少年

団体を表彰するもので、具体的には地域環境の浄化・美化、福祉、読書などの分野のボランティア活動や、伝統文化の継承、または新しい地域文化の創造に寄与する活動を行う団体を対象としている。市町村教育委員会からの推薦、県の審査を経て、今年度は二つの団体の表彰が決定した。

(1) 浜田市の岡見てんつくてんは、結成13年目を迎える団体で、毎週土曜日に公民館を拠点に活動しており、近隣の子ども神楽団との交流、敬老会や福祉施設等での上演を行い、地域貢献活動と伝統文化の継承に寄与している点。

(2) 江津市の谷住郷子ども神楽教室は、結成6年目の団体で、毎月2回、コミュニティー交流センターを拠点に地域の行事等での神楽の上演、清掃活動などの地域貢献を行っているほか、親学プログラムを用い、地域の伝統芸能の保存継承活動の大切さについて一緒に考えるなど、親子での学びや活動にも繋がっている点などが評価された。表彰は1月7日に行う。

続いて資料13の4ページ、令和元年度島根県青少年芸術文化表彰（知事表彰・第1期分）である。この表彰は、本県の芸術文化の発展向上への功績が顕著で、今後一層の活躍が期待される青少年及び指導者を表彰するもので、具体的には表彰要綱で定める全国規模の大会及びこれに準ずると認められる大会で、最優秀又はそれに次ぐ賞を受賞した団体と個人を対象としている。1年を通して、開催される大会の数や期間を、およそ半々になるように勘案して、受賞決定が4月から11月までと12月から3月までに分けて、年2回表彰している。今回の第1期分は、団体2件、個人1件の計3件である。

次の13の5ページに、受賞者名簿を載せている。1番目の出雲高等学校2年の片岡柁人さんは、8月の教育委員会会議の全国高等学校総合文化祭の成績としても報告させていたが、ダンゴムシの研究で自然科学部門において文部科学大臣賞を受賞された。団体としては、出雲市立第三中学校の合唱部が全日本合唱コンクール全国大会の中学部門混声合唱の部で金賞を、出雲市立浜山中学校の放送部がNHK杯全国中学校放送コンテストのラジオ番組部門で優秀賞をそれぞれ受賞され、今回知事表彰を受けられることとなった。表彰式は12月24日に行われる。

最後に資料13の6ページ、令和元年度島根県児童生徒学芸顕彰（教育長顕彰・第1期分）である。この顕彰は、文化・芸術活動を通して、本県の児童生徒に豊かな人間性を育むことを目的として、優秀な成績を収めた児童生徒及び指導者を顕彰するもので、具体的には、実施要領で定める全国規模の大会及びこれに準ずると認められる大会において、入賞以上

と認められる賞を受賞した団体と個人を対象としているが、先ほどの知事表彰に該当するものは除く。この顕彰も、先ほどの知事表彰と同様に、年2回、顕彰している。今回の第1期分の詳細は資料13の7に記載している。

児童生徒の一覧は中ほどの出雲市立今市小学校までが団体、松江北高校の川本さんから個人となっており、それぞれ県立高校、特別支援学校、私立の高校、中学校、小学校の順となっている。なお、知事表彰と同様、8月の教育委員会会議で全国高等学校総合文化祭の成績として報告させていただいた優勝団体と個人も含まれている。顕彰式は12月26日に行われる。

———原案のとおり了承

### 報告第63号 文化財（史跡）の指定及び追加指定について（文化財課）

○萩文化財課長 11月15日に、国の文化審議会から答申があった史跡の指定関係について報告する。資料は14の1、14の2ページを御覧いただきたい。史跡の新指定となる大元古墳については、県内最大級となる全長85mの前方後円墳と直径約12mの円墳の2基で構成されている。益田市教育委員会の発掘調査によって、前方後円墳の斜面に、川原石を敷いた葺石があったこと、古墳の頂上に近畿地方の影響を受けた4世紀代の埴輪が並んでいたことなどが判明し、古墳の規模や形、年代などが明らかになった。その結果に基づいて、前方後円墳の地方への広がりや、ヤマト政権の影響が4世紀代に益田まで及んでいたことなどを含め、重要な古墳として指定されることとなった。

史跡上塩谷築山古墳の追加指定について御説明する。資料は14の3ページを御覧いただきたい。この古墳は出雲市塩冶町にある6世紀代の円墳である。直径約46m、その周辺に掘られた溝を合わせると直径約77m以上になる大型の古墳である。古墳の内部には、県内最大の横穴式石室がある。出雲の西部を支配した首長の墓として大正13年に国指定になっている。このたび、青線で示した指定地の北側と南側の地域の、所有者の同意が得られたことから、この古墳の墳丘を一体的に保護するために追加指定が行われるものである。

続いて14の4ページ。史跡中須東原遺跡の追加指定。この遺跡は、益田川の河口部、益田市中須町にある14世紀から16世紀頃の港湾集落遺跡である。礫敷の船着き場跡や建物跡、中国産、朝鮮半島産、タイ産などの陶磁器などが発見されている。港湾集落遺跡の成立や発展、当時の海外交易の様子などを知ることができる重要な遺跡として平成26年に国指定遺跡になっている。この度、青線で示した指定地の北西部分の所有者の同意が得られたこ

とから、追加指定が行われることになった。

——原案のとおり了承

#### 報告第64号 特別展「出雲と大和」について（文化財課）

○菟文化財課長 資料は15の1ページを御覧いただきたい。令和2年1月15日から3月8日まで、東京国立博物館にて開催される特別展「出雲と大和」については、6月の教育委員会会議で報告しているが、その後の動きについて御報告する。

この展覧会は、国宝20点以上、重要文化財70点以上が出品されることとなっている。島根県からは加茂岩倉遺跡や荒神谷遺跡の青銅器、出雲大社の心御柱や宇豆柱、国宝の秋野鹿蒔絵手箱などが出品されることになっている。

またプレ行事として、令和2年1月14日には、島根・奈良両県知事や、東京国立博物館館長などに御臨席いただいて、開会式が実施されることとなっている。

資料15の2ページを御覧いただきたい。展覧会の会期中の関連行事を載せている。イベントとしては、会期の初日である1月15日に東京国立博物館の平成館大講堂において、島根の石見神楽、奈良の雅楽などを披露する予定になっている。また平成館のラウンジでは、会期を通じて島根県、奈良県共同のPRブースを設け、両県の情報発信をする。

また、展覧会関連の講演会や講座を開催する。2（1）の記念講演会については、島根県の特別顧問に就任いただいている佐藤信先生による講演などである。それぞれの講座講演ともに、定員380名の申し込み枠はすでに満席になっていると伺っている。これらの展覧会を通じて、これを御覧いただく国内外の多くの皆様に島根・奈良両県の歴史・文化について知っていただき、両県の現地へ来訪いただくきっかけになればと考えている。

——原案のとおり了承

#### 報告第65号 第7回古代歴史文化賞について（文化財課）

○中島古代文化センター長 資料は16の1ページを御覧いただきたい。第7回古代歴史文化賞について、先月11月6日に選定委員会を開催し受賞作品が決定した。この賞は、古代歴史文化に関して学術的基盤に立ちながらも、一般読者にとっておもしろくて分かりやすい、優れた書籍を表彰することを通じて、古代文化への日本全体の関心を高め、豊かな歴史文化に恵まれた各県の交流人口の拡大に繋げていくことを目的として、島根県、奈良県などの、古代神話や歴史文化に関連の深い5県が共同して実施している。平成25年に第1



回目を実施して以来、今回で第7回目を迎えたところであるが、今回は39冊の推薦作品が寄せられた中から、大賞には「『古今和歌集』の創造力」が選ばれた。

著者の鈴木宏子さんは千葉大学教育学部の教授であり、国語教育講座を受け持っておられるので、教わった学生は国語の教員になられる方が多いということである。大賞受賞の理由としては、日本最初の勅撰和歌集である「古今和歌集」が、日本的な美意識の原型となり和歌の中で表現される感性や情感が現代にも受け継がれているということを優れた文章力によって興味を持って読み進めることができる書籍であり、大賞にふさわしい作品であるということであった。

優秀作品賞については、記載の4点が受賞している。それぞれ、防災史、日中外交史、縄文時代、風土記と、幅広いテーマから選定しているが、これら優秀作品についても最新の研究成果を一般向けに分かりやすく解きほぐして解説してくれるいずれも劣らぬ力作であると評価されている。受賞作品の詳細は、16の2ページで紹介しているが、説明を省略させていただく。

16の1ページに戻っていただいて、11月6日、選定委員会終了後、帝国ホテル東京において丸山知事をはじめ、各県の代表者、受賞作品著者、選定委員の皆様に出席いただき、授賞式及び記者発表会を開催した。付けているチラシの裏面にも、写真付きで紹介しているが、この模様はNHKの全国ニュースで2回にわたって放送され、また、新聞やネットメディアなど270件の記事が掲載され全国に報道されている。

今後、受賞記念イベントについては、来年2月に東京、3月に松江でシンポジウムの開催を予定している。この中で3月15日に松江のくにびきメッセで開催するシンポジウムについては、「古今和歌集」の鈴木宏子先生の受賞記念講演や、受賞者を交えたトークセッションなどにより、古典文学、古代出雲の魅力を楽しみながら学べるプログラムとなるよう現在、企画を進めている。

この5作品は、県内の公立私立すべての高等学校、各市町村や図書館などにお送りしており、幅広い方々に手に取っていただき、活用をしていただくようお願いしている。

———原案のとおり了承

## — 非公開 —

### 議決第30号 島根県文化財保護審議会に対する諮問について（文化財課）

○菽文化財課長 資料17の1ページを御覧ください。このたび、県内に所在する工芸品に

ついて、島根県文化財保護条例に基づいて、指定と追加指定及び名称変更を行いたいと考えている。

条例の規定によると、文化財指定を行うにあたり、教育委員会はあらかじめ、島根県文化財保護審議会に諮問することとなっている。そこで本日は、教育委員会から島根県文化財保護審議会に対して諮問することについてお諮りを申し上げます。

まず、新指定の文化財について説明する。資料の17の3ページを御覧いただきたい。

これは出雲市大社町にある宗教法人神光寺が所有される九条袈裟である。この袈裟は、写真のとおり横長の布地を赤い布で縦方向に9区画していることから九条袈裟と呼ばれている。この九条袈裟の生地は15世紀から16世紀の中国や朝鮮半島産でみられる生地の文様や構造の特徴と類似をしていることから、この袈裟は中国か朝鮮半島産の物と考えられている。また、この袈裟の裏には永禄4年、1561年の年号と広瀬にあった洞光寺の僧侶、竹堂利賢の名がある。あわせて、後醍醐天皇などとも親交があった南北朝時代の高僧、弧峰覚明が袈裟を杵築大社、今の出雲大社であるが、こちらへ寄進した例にならって、この僧侶竹堂利賢が袈裟を寄進した旨が記されていた。以上のことから、この九条袈裟の製作の由来や杵築大社に寄進された由来や時期、寄進者などがよく分かり、僧侶が神社に寄進するという当時の、出雲地方の神仏習合のあり方も知ることができるものである。そこで、島根県の工芸史上、貴重な資料として、このたび指定をさせていただきたいと考えている。あわせて、この九条袈裟とともに竹堂利賢の名が記された仏具、それから江戸時代の寛文年間に袈裟が神光寺に収められたことなど記録した文書、それから袈裟を納めた袈裟箱、袈裟包なども一緒に伝わっているので、これらを九条袈裟の価値を補完する資料として附指定し、袈裟とともに一体的な保護を図りたいと考えている。

資料17の4ページを御覧いただきたい。こちらは既に県指定になっている有形文化財への追加指定と、これに伴う指定名称を変更する件である。出雲市大社町にある北島国造家には、先ほど御説明したとおり南北朝時代の高僧、弧峰覚明が、杵築大社へ寄進した2領の袈裟があり、これは平成28年に貴重な資料として県指定の文化財になっている。その後、この袈裟とともに収められていた九条袈裟と、仏具などの調査を進めて、このたびその評価が定まったことから、すでに指定された文化財に追加の指定を行いたいと考えている。九条袈裟については、先ほど説明した竹堂利賢の袈裟と同様に、横長の布地に黒い布で縦方向に9区画がされている。この袈裟は、日本製の横長の布と中国製の黒い布を日本で縫い合わせたものと考えられている。また、裏地には南北朝時代の貞治7年（1368年）の年

号と、靈州明然という名前が記されており、製作年代が1368年以前であることがわかる。この靈州明然という方については、その素性が明らかでないため、人物の詳細については分かっていない。

以上のようなことから、この袈裟が日本で製作されたことを杵築大社に寄進された由来や時期などが良く分かるものとして染織史上、重要な作品と考えている。また、南北朝時代の高僧、弧峰覚明袈裟の寄進に倣い寄進されたことや、南北町時代の出雲地方の神仏習合のあり方など知る上でも重要な資料と考えている。したがって、これを島根県の工芸史上、貴重な資料としてすでに指定されている、弧峰覚明の袈裟に追加指定したいと考えている。

あわせて、この追加指定をする九条袈裟、既に指定されている袈裟とともに袈裟箱や、座具、仏具類、江戸時代に九州小倉の僧侶がこの袈裟を拝観した記録や、袈裟箱を寄進した記録などを示す文書などが一緒に残っているので、これらを九条袈裟の価値を補完する資料として附指定とし、あわせてこのたびの追加指定に伴い、名称を資料2の(3)のとおりに変更したいと考えている。

なお、九条袈裟に靈州明然の墨書があるものであるが、この内容に、杵築大社へ寄進したということを示す明確な資料がないため、名称は、九条袈裟靈州明然寄進でなく、九条袈裟靈州明然墨書としている。新指定、追加指定、いずれも、島根県の工芸史上、特に重要な文化財であり、御審議のほどお願いする。

資料3の資料として、17の5ページから、島根県文化財保護審議会に提出する資料を付けている。このうち、17の17ページから17の19ページについては、平成28年に指定した弧峰覚明の袈裟の説明資料を付けている。

現物を御覧いただきたい。(委員が現物が展示してある机付近に移動。) 神光寺が所有されている九条袈裟である。裏書の方に寄進した記録などが墨書で書いてある。この下の横長の布、田相というが、こちらの赤い布地については、先ほど申し上げたように中国か朝鮮半島でよく見られる紋様や、構造になっているということで舶来品ではないかと考えている。

袈裟箱は江戸時代のものであり、九条袈裟より新しい。作品的にはいいものと聞いている。裏書がきちんと残っていれば附ではなく指定も考えられるが、そういったものがなく由来が分からない。

○池田委員 住民の皆さんに展示したり紹介したり、見てもらうのはないか。

○萩文化財課長 すぐの予定はないが、いずれ指定になれば所有者の方の理解を得て、展示をしたいと考えている。

――原案のとおり議決

報告第66号 令和元年度教育者表彰（文部科学大臣表彰）について（総務課）

○安食総務課長 資料18ページをお願いする。現時点で報道の解禁日が確定していないので非公開での報告になる。よって部外秘ということをお願いする。

「1 趣旨」であるが、教育者表彰は学校教育の振興に関して特に功績顕著な教育者を文部科学大臣が表彰する制度である。表彰の対象は、国立、公立、私学の学校、これは大学、高専は除くが、現職の校長、園長、教員であって、原則として、学校教育あるいは教育行政に従事した期間が30年以上、かつ、学校教育に20年以上従事していることとなっている。教育委員会の事務局において、候補者を選考し、文部科学大臣に推薦をしていたが、このたび国において表彰者の決定があり紹介させていただく。表彰式は、来年の1月28日に東京都の消防会館において行われ、同じ日に皇居において拝謁が予定されている。

「3 被表彰者」ということで3名の方を紹介する。1人目が、県立浜田高等学校長の今井靖先生である。59歳。校長として、地域と繋がる学校づくりに取り組まれ、現任校では、県西部地域の基幹校として、進路指導と部活動指導の両面に力を注がれるとともに、定時制通信制の生徒支援にも尽力をされていることなどが評価されたものである。2人目は、松江市立内中原小学校長の奥村忠孝先生である。60歳。校長として、地域から求められる小学生の活動をコーディネートされ、地域に信頼され、地域とともに子どもを育てる学校経営を推進しておられることなどが評価されたものである。3人目が、出雲市立第二中学校長伊藤成二先生である。60歳。校長として、保護者や地域等との連携を重視し、「『自分株』を磨き『学校株』を高める」ということをキャッチフレーズとされ、個の育成と集団の高まりの相乗効果をねらった学校運営を推進されていることなどが評価されたものである。

――原案のとおり了承

第67号 令和元年度文部科学大臣優秀教職員表彰について（総務課）

○安食総務課長 続いて19ページをお願いする。本件も報道の解禁日が来年の1月6日となっており、非公開の場での報告となる。これも部外秘ということをお願いしたい。

「1 趣旨」であるが、優秀教職員表彰は学校教育における教育実践等に顕著な成果を上げた現職の教職員を文部科学大臣が表彰する制度である。表彰対象者としては、現職の教職員で、今年でいうと平成31年4月1日時点において教職員経験が10年以上、かつ、原則として50歳未満ということで、また、既に推薦者である島根県教育委員会で表彰を受けているものということにされている。なお、先ほど申し上げた50歳未満の要件については当分の間は特別な事情がある場合はこの限りでないとされている。

これまで、市町村の教育委員会等からの推薦を頂きながら、県として文部科学省へ候補者の推薦をしてきたところであるが、文部科学省から表彰者の決定があったので紹介する。

まず、表彰式等を紹介すると、来年1月14日に東京大学の安田講堂において行われる予定である。

3番の受賞者及び受賞理由であるが、受賞者8名を紹介する。1人目は、松江市立第一中学校 神田良佳 養護教諭である。59歳。給食管理、食育の推進及び県内養護教諭の資質向上の取組が評価された。

2人目は、安来市立第一中学校の梶岡純子チームリーダーである。59歳。学校事務の改善及び学校事務職員の資質向上の取組が評価されたものである。

3人目が、出雲市多伎小学校の錦織紀子栄養教諭である。59歳。給食管理、食育の推進及び県内栄養教員の資質向上の取組が評価されたものである。

4人目は、浜田市立三隅小学校の加藤陽子栄養教諭である。46才。学校給食を通じた食育の推進の取組が評価されたものである。

5人目は、県立松江工業高等学校の野津洋吉教諭である。45歳、ソフトテニス部の顧問としての高い指導力が評価されたものである。

6人目と7人目は、併せて紹介する。県立松江商業高等学校の永田亮教諭と県立出雲商業高等学校の山崎孝之教諭である。永田教諭が47歳。山崎教諭が44歳。いずれも松江商業高等学校在籍以降のIT人材育成の取組が評価されたものである。

8人目は、県立浜田高等学校の福満晋教諭である。59歳、自然科学部の顧問としての高い指導力が評価されたものである。

○真田委員 栄養教諭の方もおられるが、小中の教諭の方が、せっかくいい活躍、活動をしておられると思うが、あまりここに出てこないのはなぜか。

○安食総務課長 市町村教育委員会等の推薦をいただきながら、県が選考して文科省に推薦しているものである。これまでのいろいろな表彰にもあったように、こちらからもいろ

いろな推薦を働きかけて、若い先生も発掘していく必要があるのではないかと思っている。

そういうことで、活躍されている先生もできるだけ、拾い上げるようにしたい。

○真田委員 是非。表彰してあげると励みになる。

———原案のとおり議決